

報道関係者各位

令和6年10月2日発表

【照会先】

北九州東労働基準監督署

副署長 大津勝弥

第一方面主任監督官 下郷晋平

(代表電話) 093-561-0881

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 約1か月分の賃金不払～

北九州東労働基準監督署（署長 小川晋一郎）は、本日、株式会社オハナ及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者2名に対し、令和5年7月分の定期賃金（合計約37万円）を所定支払日までに支払わなかったもの。

1 被疑者

(1) 株式会社オハナ

所在地：北九州市小倉北区原町

事業内容：建設業

(2) 代表取締役（43歳）

2 違反条文

被疑者株式会社オハナ、代表取締役ともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者代表取締役は、労働者2名に対する令和5年7月分（令和5年7月1日から同月25日まで）の賃金について、所定支払日に、福岡県最低賃金（当時の時間額900円）以上の金額で支払わなかったものです。

4 その他

株式会社オハナは令和5年7月25日付けで、事実上、事業を停止しています。

【関係条文】

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(罰則)

同法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

同法第42条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。